

障害福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 障害福祉サービス事業所等での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように「1. 共通評価基準の改定」、「2. 用語の読み替え」、「3. 内容の加筆・修正等」を行っている。

1. 共通評価基準の改定

(1) 「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月)

○厚生労働省より「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月) が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 障害児者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関する評価する基準であり、障害児者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成 30 年 3 月 26 日の「「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

○障害者・児の福祉施設・事業所での評価が円滑に実施できるよう、障害者・児支援の内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬように配慮し、用語の読み替え及び、障害者・児支援の内容を踏まえ解説の追加等を行った。

2. 用語の読み替え

共通評価基準	障害者・児版
福祉サービス実施計画	個別支援計画
個別の福祉サービス実施計画	
個別的な福祉サービス実施計画	
福祉サービス実施計画策定の責任者	サービス管理責任者等

※ 個別支援計画（施設障害福祉サービス計画、居宅介護計画、療養介護計画、生活介護計画、就労継続支援計画、児童発達支援計画、入所支援計画等）

3. 内容の加筆・削除等について

内容の加筆・削除等した点は対照表のとおり。